

大仙市立太田中学校保護者の皆様

桜花爛漫の好季を迎えました。皆様におかれましては、お健やかに過ごしのこととお喜び申し上げます。また、平素は本校教育活動に対しまして、格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コロナ禍の中でたくさんの制約を受けながらも、4月21日（金）に1年生の入部も確定し、今年度の部活動が本格的に始動したところです。

つきましては、次の方針で、本年度の太田中学校の部活動を運営いたしますので何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 令和5年度 大仙市立太田中学校部活動方針

### 1 部活動の位置付けとねらい

部活動は学校教育の一環として、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒によって自主的、自発的な参加で行われる組織の活動で、学習指導要領に基づくものである。部活動を通して次のねらいを達成する。

- (1) 責任感や連帯感を養うとともに、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (3) 技術や体力の向上を図り、粘り強くやり通す精神力を育成するとともに、能力や適性等の発見と進展に努める。

### 2 本校部活動における留意点

- (1) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、学習指導要領に基づき、本校の教育目標及び重点課題、目指す生徒像の達成のために計画的に実施するものである。そのため、全職員の共通理解の下、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、学校全体の教育活動として適切に運営を図っていくこととする。
- (2) 保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すこととする。
- (3) 部活動における休養日及び活動時間の確保については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分に配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点や秋田県教育委員会が作成した運動部活動運営・指導の手引、大仙市教育委員会が定めた大仙市中学校部活動基本方針、文化庁が示した基準等を踏まえ、望ましい活動時間や休養日を設定することとする。

### 3 部活動の運営について

- (1) 部顧問は、年間活動計画及び月間活動計画を作成し、校長の承認を得て、生徒や保護者に伝えることとする。校長は、月末には実績報告を確認し、活動状況を把握する。
- (2) 本校における部活動の設置（新設、統廃合）については、生徒、職員、保護者、地域の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、保護者や地域の協力体制、施設、設備などの安全面等について吟味し、持続可能性を十分に考慮して判断する。
- (3) 部顧問は、活動の安全・安心に十分な配慮を行い、ケガ等の防止に努める。

### 4 入部、転部、退部等について

- (1) 部活動の加入は、自由加入とする。
- (2) 部活動は、原則として3年間継続する。
- (3) 加入手続きは、1年生もしくは未加入の2・3年生が、4月中旬に入部届を担任に提出し、担任確認後各部顧問への提出することで加入を確認する。正式な活動は4月下旬からとする。なお、事情により1年生が春季大会に出場する場合は、保護者の同意の下、校長の許可を得る。
- (4) 加入済みの2、3年生は、年度初めに部活動継続届けを提出する。
- (5) 転部や退部については、所定の用紙に理由等を記入し、保護者印等を付けて学級担任、学年主任、部顧問、部活動主任、教頭を経て校長に提出し、承認を得る。

## 5 活動と活動時間について

- (1) 活動時は、部顧問が指導場所について指導に当たり、顧問不在の場合は、原則活動を中止する。ただし、活動の必要性が高く、他教員に指導を依頼して活動する場合は校長の許可を得る。
- (2) 平日の活動時間は、2時間程度とする。なお、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等はその時間には含まない。
- (3) 4月から10月までの練習時間は、(2)に則り遅くとも19時30分までには完全退校する。11月から3月までも(2)に則り、遅くとも18時30分には完全退校とする。各部においては、必要に応じて部活動終了時刻に合わせて迎えに来てもらうなどの措置を講じる。
- (4) 朝練習を行う部活動については、7時から8時までとし、あらかじめ校長に許可を得て行うこととする。その場合には必ず部顧問が指導に当たることとする。生徒のみの自主練習は認めない。
- (5) 休日の活動時間は、原則として8時から17時までの間で行うこととし、3時間程度とする。なお、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等はその時間には含まない。ただし、大会（招待大会、練習試合も含む）については、この限りではないが、生徒の過度の負担とならないように留意する。
- (6) 長期休業中の活動も(5)に準じる。

## 6 休養日、部活動休止日について

- (1) 第1、第3日曜日の部活は休止とする。第2、第4の土曜日、日曜日については、それぞれどちらか1日は休止とする。
- (2) 平日は少なくとも1日以上休養日を設ける。各部一斉に水曜日を休養日とする。
- (3) 土、日のどちらか1日は原則部活動を休止とする。なお、校長の許可を得て、やむを得ず土、日と連続して練習や試合を行った場合は、平日に2日以上休養日を設定する。
- (4) 長期休業中も同様に部活動休止日を設定する。
- (5) 長期休業中の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。なお、やむを得ず実施する場合は、校長の許可を得て行うこととする。
- (6) その他、生徒が十分に休養をとることができるようにするとともに、多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう考慮する。

### <テスト休みについて>

- (1) 中間テスト、期末テストについては3日前から、部活動を休止する。
- (2) 公式試合等で練習をしなければならない場合は、代替日を設けるなど生徒の学習時間を確保することを条件に配慮する。この場合も必ず校長の許可を得る。

## 7 安全面について

- (1) 部顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動前後に健康観察を行い、常に健康安全に努める。
- (2) 「危機管理マニュアル」を作成し、万が一の緊急時に対応できるようにする。

## 8 大会、対外試合、コンクール等の参加について

- (1) 大会、対外試合、コンクール等の参加については、参加の必要性を十分に検討し、年間・月計画表に明記の上、要項等を添付して校長の承認を得る。
- (2) 宿泊を伴う大会や県外の大会参加については、費用や安全面の点から十分な検討を行い参加の有無を決定する。
- (3) 学校行事と大会が重なった場合は、中体連主催大会や公式戦のみ認める。この場合も必ず校長の許可を得る。

## 9 その他

- (1) 各部で年1回以上の保護者会を開催し、運営上の諸問題の解決を図る。
- (2) 部費等の取り扱いは保護者会が行う。部費等の金額についても校長の承認を受けることとする。